

議案第 1 2 号

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 1 1 条第 3 項第 5 号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 1 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、放課後児童支援員となることができる者の範囲を拡大するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。